

平成 30 年 10 月 17 日

大阪市長 吉村 洋文様

大阪市路上喫煙対策委員会

委員長 山西美明

「路上喫煙禁止地区」の新たな指定  
(中央区戎橋筋・心齋橋筋地域) について (答申)

平成 30 年 1 月 26 日付け大環境事第 775 号で諮問のありました件  
について、別添のとおり答申します。

「路上喫煙禁止地区」の新たな指定  
(中央区戎橋筋・心齋橋筋地域) について (答申)

平成30年10月  
大阪市路上喫煙対策委員会

はじめに

大阪市は、路上喫煙対策の取組みとして、平成19年4月1日に「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」（以下「条例」という。）を施行し、同年7月には御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺を、平成27年2月1日には都島区京橋地域を禁止地区に指定し、違反行為に対し過料徴収（過料 1,000 円）を行っている。

一方、平成20年度からは、市民、事業者の自主的な活動と行政との協働による「たばこ市民マナー向上エリア制度」を創設し、以降、市内全区の各地域で「たばこ市民マナー向上エリア制度」活動団体（以下「活動団体」という。）が路上喫煙防止活動に取り組んでいる。

こうした中、近年、禁止地区の拡大を求める市民の声が数多く寄せられ、また、全国的にも路上喫煙対策の取組みが広がり、禁止地区を拡大する都市もあることから、大阪市路上喫煙対策委員会（以下「委員会」という。）は、平成30年1月26日に、大阪市長から「『路上喫煙禁止地区』の新たな指定（中央区戎橋筋・心齋橋筋地域）について」の諮問を受けた。

今回の諮問について、委員会は、パブリック・コメントの結果や喫煙場所の設置、啓発方法等について真摯な審議を進めてきた。

こうした審議を踏まえ、委員会は、次のとおり答申する。

また、今回の禁止地区指定が、大阪の南の玄関口である難波から長堀通りまでの2つの商店街であり、外国人観光客が非常に多く訪れる、観光スポットを含むエリアであることから、今後の禁止地区拡大のモデルケースとなるものと考えている。

ひいては戎橋筋・心齋橋筋地域のみならず大阪市全域における喫煙マナーの向上につながり、市民等の安心、安全及び快適な生活環境が確保されることを期待するものである。

## 1 禁止地区の指定について

平成24年12月、大阪市長から「路上喫煙禁止地区にかかる考え方について」の諮問を受け、平成25年6月に委員会は、「新たな禁止地区の指定にあたっては、路上喫煙による迷惑や被害の未然防止といった観点から、駅周辺や通行者数が比較的多い地域、PR・抑止効果などとともに、区の意見を踏まえ総合的に判断されたい。」、また、禁止地区の区域（範囲）については、「禁止地区の明確性を確保するという考え方を基本に検討・調整されたい。」との答申を行った。

今回の禁止地区である「中央区戎橋筋・心斎橋筋地域」では、これまでから、地元商店会が、歩行喫煙や食べ歩き等の防止に取り組むなど、環境改善やまちの美化に努めるとともに、平成20年には「たばこ市民マナー向上エリア制度」の「活動団体」に登録し、精力的に啓発活動を実施するなど、路上喫煙の防止活動に取り組んできた。

同地域は、「JR 西日本、阪神、近鉄、南海、Osaka Metro」が乗り入れる大阪市の南の玄関口に位置し、多くの商業施設や物販店等が立ち並ぶ日本有数の商店街であり、急増する外国人観光客も含め来訪者は一日10万人近くにのぼるなど、非常に賑わいのある地域である。

大阪市では、現在、「2025日本万国博覧会（大阪・関西）」の誘致に取り組んでいるが、これを幅広く国内外にアピールするうえでも、南の玄関口と呼ばれる「中央区戎橋筋・心斎橋筋地域」を禁止地区に指定することにより、エリア内の安心・安全、きれいなまちづくりを進め、海外からのビジターにも大阪のまちに好印象をもってもらえるものと考えている。

今回の禁止地区指定は、地元商店会が中心となって議論を進め、区政会議において審議されるなど、区の総意に基づいて行われたものであるとともに、前記の委員会答申にも合致していることから、禁止地区に指定するにあたり、委員会として異論はない。

## 2 禁止地区の区域（範囲）について

禁止地区の区域（範囲）は、北は長堀通から心齋橋筋と戎橋筋を通り、南は高島屋前まで約1キロメートルの一本の道路であり、その大部分が商店街のアーケード部分となっていることから、境界は明瞭となっている。

また、禁止地区を示す標識や看板等については、地域の特性を踏まえ、アーケードの支柱や天井部分を活用し、多言語による表示物や放送による啓発を適切に実施することとしており、市民や外国人観光客等による「禁止地区の区域」の識別は容易であると考えられる。

よって、禁止地区の明確性は確保され、禁止地区の区域（範囲）として適切である。

## 3 喫煙所（喫煙設備）について

喫煙所（喫煙設備）について、地元商店会としては、既存のなんば喫煙所の利活用を想定し、禁止地区内に新たな喫煙所は設けない意向を示している。

しかしながら一方で、条例においては、禁止地区を指定し喫煙を一定制限できることを認めてはいるものの、その運用にあたっては、過度の規制になることのないよう、慎重に対応することも求められている。

また、喫煙所（喫煙設備）については、委員会において、これまでも数度にわたり議論を行ってきたところであり、今回のパブリック・コメントにおいても、喫煙所の設置について最も多くの意見が寄せられている。

加えて、平成25年6月の答申では、留意点として「新たな禁止地区の指定にあたっては、禁止地区における路上喫煙を規制するだけでなく、『マナーを守った喫煙』のための場所の確保（提供）も必要と考える。そのため、できる限り、禁止地区内又は禁止地区に近い場所に、喫煙により他人に迷惑や危険を及ぼすおそれがなく、PR効果を持つ『喫煙所（喫煙設備）』を設けられたい。」と提言している。

そうした中で、今回、禁止地区を新たに指定するにあたり、喫煙所の設置について複数の候補地を関係先と検討協議中である旨、事務局から説明があった。

また、委員会においても、「インバウンドの増加に伴い、観光バスの到着場所となっており、禁止地区の北の入口でもある長堀通沿いに喫煙所が設置されれば、結果として路上喫煙対策の実効性も上がるのではないか。」との意見もあった。

委員会としては、今回の新たな指定区域が商店街であるという特性のため、禁止地区内に喫煙所を確保することが困難であるとの地元商店会の意見を尊重しつつも、条例の趣旨・目的や委員会におけるこれまでの審議等をふまえ、できる限り禁止地区に近い場所に喫煙所を設置すべきと考えており、そのことが「マナーを守った喫煙」を実現し、禁止地区指定による路上喫煙対策の実効性を高め、ひいては喫煙マナーの向上と地域の環境改善に資すると考える。

よって、委員会は、大阪市に対し、今後とも関係先や地元商店会等と十分協議したうえで、できる限り近い場所に、「喫煙により他人に迷惑や危険を及ぼすおそれがなく、PR効果を持つ『喫煙所（喫煙設備）』」を設けるよう、引き続き努力されることを求める。

#### 4. その他

「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」は、「火のついたたばこで生じる火傷や火災の防止」、「副流煙による健康被害の防止」、さらには「吸い殻のポイ捨ての防止」という3つの観点から設けられた条例である。

また一方で、条例施行から10年が経過し、国においては健康増進法の改正が成されるなど、受動喫煙に対する意識や社会情勢は大きく変化してきており、大阪市においても、大阪府と連携して、受動喫煙防止条例の制定に向け検討が進められている。

加えて、大阪を訪れる外国人訪問客が、年間1,100万人を超えるような状況の中で、「2025日本万国博覧会（大阪・関西）」誘致といった課題もある。

こうした社会情勢や大阪市を取り巻く状況の変化をふまえて、委員会は、今後、この路上喫煙防止に向けた取組みについて、時宜にかなったものとなるよう、不断の検証や見直しが進められるよう求めるものである。

大阪市路上喫煙対策委員会 開催状況

平成30年1月26日（金） 第27回 委員会（諮問）

7月 5日（木） 第28回 委員会

8月28日（火） 第29回 委員会